○農林水産省告示第四百七十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年二月二十五日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　長野県木曽郡木曽町新開四五八七の一、四五八八のイ、四五八九から四五九二まで、四五九五の一、四五九五の二、四五九七、四五九八、四六〇〇の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

新開四五九〇から四五九二まで、四五九五の一、四五九五の二

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県庁及び木曽町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第四百七十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年二月二十五日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　長野県木曽郡大桑村大字野尻五八〇の三二・五八〇の三三（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の崩壊の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県庁及び大桑村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第四百七十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年二月二十五日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　長野県下伊那郡阿南町字富草六〇三一の五から六〇三一の七まで

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県庁及び阿南町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第四百七十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年二月二十五日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　長野県東筑摩郡生坂村一五八四の二、一五八五、一五八八、諏訪市大字上諏訪字鎌倉八六二九の一、木曽郡大桑村大字野尻九三九の八一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県庁及び諏訪市役所及び関係村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第四百七十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年二月二十五日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　長野県下伊那郡阿智村智里四八八〇の二、四八八二の二、四八八三の一

二　指定の目的　土砂の崩壊の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県庁並びに阿智村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○経済産業省告示第二十七号

エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第八十六条の規定を実施するため、平成十八年経済産業省告示第二百五十八号（エネルギーを消費する機械器具の小売の事業を行う者が取り組むべき措置）の一部を次のように改正し、平成二十三年四月一日から施行する。

平成二十三年二月二十五日

経済産業大臣　海江田万里

1―3の表を次のように改める。

多段階評価	省エネルギー基準達成率
★★★★★	121パーセント以上
★★★★	114パーセント以上121パーセント未満
★★★	107パーセント以上114パーセント未満
★★	100パーセント以上107パーセント未満
★	100パーセント未満

2―3中「（目標年度が平成24年4月1日に始まり平成25年3月31日に終わる年度の基準エネルギー消費効率に対するもの）」を削る。

3―3(2)を次のように改める。

(2)　テレビジョン受信機であって、液晶パネルを有するもの又はプラズマディスプレイパネルを有するもの

日本工業規格C9901に基づく省エネルギー基準達成率が、次の表の右欄に該当する機器は、同表の左欄に掲げる多段階評価とする。

○農林水産省告示第四百七十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年二月二十五日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　長野県下伊那郡根羽村四五八〇の一、四六〇〇の一（次の図に示す部分に限る。）、四九一八の四〇五、木曽郡上松町大字小川二四一九の七二、二四一九のイの七六、二四一九のイの七七、二四一九のイの七八、二四一九のイの七九

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県庁及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。）